

〈農地の相続等の届出のお願い〉

農地を相続したときは・・・



**農業委員会に
届出をお願いします**

農業委員会では、例えば、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

農業委員会事務局(又は各支所)に届出書があります。

岩泉町農業委員会事務局

電話 0194-22-2111